

専第2号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第41条第4項」を「第41条第5項」に改める。

第20条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第41条第1項の表(1)の項中「、第72条の28第1項又は第72条の29第1項に規定する」を「又は第72条の28第1項の規定の適用を受ける」に改め、同表(4)の項中「第72条の29第2項」の次に「若しくは第6項」を加え、同表(5)の項中「に規定する法人」を「の規定の適用を受ける法人」に改め、同表中(6)の項を(7)の項とし、(5)の項の次に次の1項を加える。

(6) 法第72条の29第1項又は第5項の規定の適用を受ける法人	当該法人の当該事業年度終了の日から2月以内
----------------------------------	-----------------------

第41条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 法第72条の29第5項の規定により事業税を申告納付しなければならない法人で同条第6項において準用する法第72条の25第5項の規定の適用を受けているものについて当該事業年度終了の日から2月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、第1項の規定による当該事業年度に係る所得割等又は収入割等に係る申告納付の期限については、法第72条の29第6項において準用する法第72条の25第16項の規定に基づき、同条第5項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。

第43条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第7条に定める」を「第6条の7に規定する」に改め、同条第2項中「第10項」を「第14項」に、「第7条に定める」を「第6条の7に規定する」に改める。

第55条第2項中「附則第11条の4第1項、第4項若しくは第6項」を「附則第11条の4第2項若しくは第4項」に、「附則第11条の4第2項、第5項又は第7項」を「附則第11条の4第3項又は第5項」に改める。

附則第6条の3の8中「附則第6条の17第1項」を「附則第6条の18第1項」に改める。

附則第16条の4第2項を削る。

附則第17条第1項中「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に、「いう。以下この条及び」を「いう。」に改め、同項第1号中「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同項第2号中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第12条の3第5項」を「附則第12条の3第2項」に改め、

「（自家用の乗用車等を除く。）」及び「，当該自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り，「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に，「令和5年度分」を「，当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め，同項を同条第2項とし，同条第6項中「附則第12条の3第6項」を「附則第12条の3第3項」に，「同条第5項」を「同条第2項」に，「第101条第1項」を「第101条第1項第1号ア及び第5号ア」に改め，「，当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り，「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に，「令和5年度分」を「，当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め，同項を同条第3項とする。

附則第17条の2第1項中「前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等」を「前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及びキャンピング車等（以下この条において「自家用の乗用車等」という。）」に改める。

附則別表第3第101条第1項第1号イの項，第101条第1項第2号アの項，第101条第1項第2号イの項，第101条第1項第2号ウ(ア)の項，第101条第1項第2号ウ(イ)の項，第101条第1項第3号ア(ア)の項，第101条第1項第3号ア(イ)の項，第101条第1項第3号イの項，第101条第1項第3号ウの項，第101条第1項第4号の項，第101条第1項第5号の項，第101条第2項第1号の項及び第101条第2項第2号の項を削り，同表に次のように加える。

第101条第1項第5号ア	4,500円	2,500円
--------------	--------	--------

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

2 改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）第41条の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法第72条の29第3項の規定による申告納付の期限が施行日以後に到来するもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を含む。）に係る法人の事業税について適用し，施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）に係る法人の事業税については，なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 新条例第55条の規定は，施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し，施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については，なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

4 新条例附則第16条の4の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 新条例附則第17条及び附則別表第3の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。